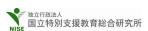
#### 免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 聴覚障害教育における キャリア教育と進路支援



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:横倉 久)

1



こんにちは。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 横倉久と申します。

これから、「聴覚障害教育におけるキャリア教育と進路支援」について説明をします。

# 本講義のポイント

- 1. 聴覚障害のある児童生徒に対するキャリア教育に 関する基本事項を理解するとともに、指導上の留意 点等を理解すること
- 2. 特別支援学校(聴覚障害)における職業教育に関して、生徒の進路の現状と課題を理解すること
- 3. 成人聴覚障害者のライフステージに対応した支援の在り方及び社会参加の現状と課題について理解すること

2



講義のポイントは次の三つです。

一つ目は、聴覚障害のある児童生徒に対するキャリア教育に関して、その 基本事項を理解するとともに、学校教育においてキャリア教育を行っていく 上での留意点等を理解すること。

二つ目は、聴覚障害者を教育する特別支援学校における職業教育に関して、聴覚障害のある生徒の進路の現状と課題を理解すること。

三つ目は、成人聴覚障害者のライフステージに対応した支援の在り方及び社会参加の現状と課題について理解すること、です。

# 本講義の内容

#### I 聴覚障害のある児童生徒のキャリア教育

- 1. キャリア教育推進の社会的背景と定義
- 2. キャリア発達を促す能力

#### Ⅱ 聴覚障害のある生徒の進路指導と職業教育

- 1. 特別支援学校(聴覚障害)における進路指導の意義
- 2. 特別支援学校(聴覚障害)における高等部卒業後の進路状況
- 3. 特別支援学校(聴覚障害)における職業教育の現状と課題

#### Ⅲ 成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加

- 1. ライフステージに対応した支援
- 2. 聴覚障害者の社会参加と支援

▼ まとめ

3



では、講義の流れについてお話します。

本講義では、主に三つのことを学んでいきます。

- 一つ目は、聴覚障害のある児童生徒におけるキャリア教育についてです。
- 二つ目は、聴覚障害のある生徒の進路指導と職業教育についてです。
- 三つ目は、成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加についてです。

キャリア教育については、聴覚障害者を教育する特別支援学校における 進路の現状と課題及び支援の在り方と社会参加を中心に説明していきま す。

最後に、本講義のまとめをおこないます。

4



それでは、まず始めに聴覚障害のある児童生徒におけるキャリア教育について説明します。

# 1. キャリア教育推進の社会的 背景と定義

5



一番目として、キャリア教育が推進されるようになった社会的背景とキャリア教育の定義についてお話します。

#### 特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則

#### 第2款3(6)ア

(略)キャリア教育及び職業教育を推進するために、(略)地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

#### 第5款の1の(3)

(略)社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、(略)各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。(略)

文部科学省 特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月告示)

6



平成31年2月告示の特別支援学校高等部学習指導要領において、「キャリア教育及び職業教育に関して配慮事項」及び「生徒の調和的な発達を支える指導の充実」が示されました。

それによると、キャリア教育及び職業教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設け、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものと示されました。

また、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を 身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。その中 で、生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択することがで きるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行 うことが示されました。

#### キャリア教育の定義

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」

#### キャリア発達の定義

「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し ていく過程」

> 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」 (平成23年 中央教育審議会)

> > 7



では、「キャリア教育」とは、どのようなものなのでしょうか。

平成23年に中央教育審議会によって示された「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申では、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しています。

そして、キャリア教育を通して促される「キャリア発達」については、「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」 と説明されています。

# 2. キャリア発達を促す能力

8



二番目として、キャリア発達を促す能力についてお話します。

### 「キャリア発達」を促す能力

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」 (平成23年 中央教育審議会)

# 基礎的:汎用的能力

#### 人間関係形成・社会形成能力

社会とのかかわりの中で生活し仕事 をしていく能力

#### 課題対応能力

自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要な能力

#### 自己理解·自己管理能力

「やればできる」と考えて行動できる力

#### キャリアプランニング能力

社会人・職業人として生活していくために生涯にわたって必要となる能力

9

子供の心と体は、発達の階段を一歩一歩上りながら成長していきます。そうした発達過程にある子供たち一人一人が、それぞれの段階に応じて、適切に自己と働くこととの関係付けを行い、自立的に自己の人生を方向付けていく過程、言い換えると「自己の知的、身体的、情緒的、社会的な特徴を一人一人の生き方として統合していく過程」が、「キャリア発達」です。具体的には、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことが、キャリア発達の過程としてとらえてよいでしょう。

先ほど紹介しました「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申では、このようなキャリア発達を促す能力を「基礎的・汎用的能力」であるとして、そこに含まれる四つの能力を挙げています。すなわち、「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」です。

そして、これらの四つの能力は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育の中で様々な場面を通して育成することが求められています。これらの能力は、包括的な能力概念であり、必要な要素をできる限り分かりやすく提示するという観点でまとめられています。この四つの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連し、依存した関係にあります。このため、特に順序があるものではありません。また、これらの能力を全ての子供が同じ程度に、あるいは均一に身に付けることを求めるものでもありません。

10



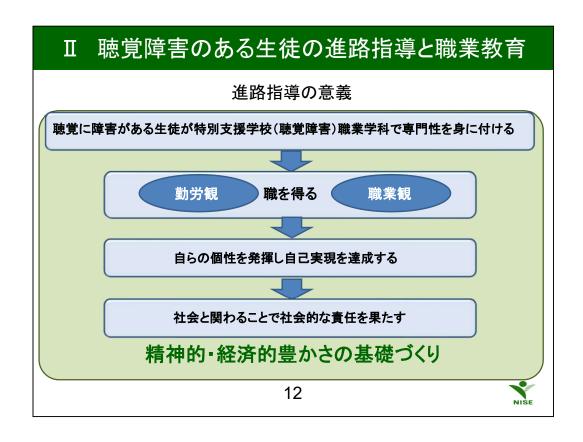
次に、聴覚障害のある生徒の進路指導と職業教育について説明します。

1. 特別支援学校(聴覚障害)における進路指導と職業教育の意義

11



それでは、特別支援学校(聴覚障害)における進路指導と職業教育の意義について考えていきましょう。



高等部へ入学してくる生徒は、当然のことながら、入学時点において言語 力や学力等に個人差があるため、個々の生徒の実態を踏まえて十分な教 育活動を行い、学校卒業後の進路を視野に入れた指導を行うことが大切で す。

特別支援学校(聴覚障害)の職業教育の意義を歴史的に振り返ってみると、「聴覚に障害のある生徒が特別支援学校(聴覚障害)の職業学科で専門性を身に付け」、「職を得て」、「自らの個性を発揮し自己実現を達成すると同時に」、「社会と関わることで社会的な責任を果たすことができるようになる」という一連の職業教育の営みがそれらを支えてきました。その意味で、望ましい勤労観・職業観を育成し、職業生活に必要な専門知識や技術・技能の基礎・基本を身に付けることを目的とする特別支援学校(聴覚障害)の職業に関する専門教育の意義は大きなものがあります。聴覚障害児の人生を見通したとき、特別支援学校(聴覚障害)の職業教育が本人の精神的・経済的豊かさの基礎づくりに重要な役割を果たしてきました。

特別支援学校(聴覚障害)高等部の進路指導

# 聴覚障害者が社会に出て自立する力を 身に付けさせること

- 1. 人間関係を構築する力
- 2. 周囲に主体的に働きかける力
- 3. 自分のできることや得意なことで自立の道を模索する力
- 4. あきらめずにやり遂げようとする力
- 5. 情報を収集し、活用しようとする力

13



特別支援学校(聴覚障害)高等部の進路指導は、聴覚障害者が社会に出て自立する力を身に付けさせることであり、その力とは、「専門的な知識や技能」だけではありません。生徒たちが充実した人生を歩んでいくための大切な力や姿勢は、もっとも基本的なものです。

特に特別支援学校(聴覚障害)では、

- 1. 人間関係を構築する力
- 2. 周囲に主体的に働きかける力
- 3. 自分のできることや得意なことで自立の道を模索する力
- 4. あきらめずにやり遂げようとする力
- 5. 情報を収集し、活用しようとする力を身に付けること
- 以上の項目が、たいへん重要になります。

特別支援学校(聴覚障害)における職業教育 ~専攻科の意義~

一人ひとりの適性と興味・関心にあった職種を 見つけ、社会経済と科学技術の変化に柔軟に 対応できる力を持った人間を「職業的な専門教科」の 長所を生かして育成していくこと

14



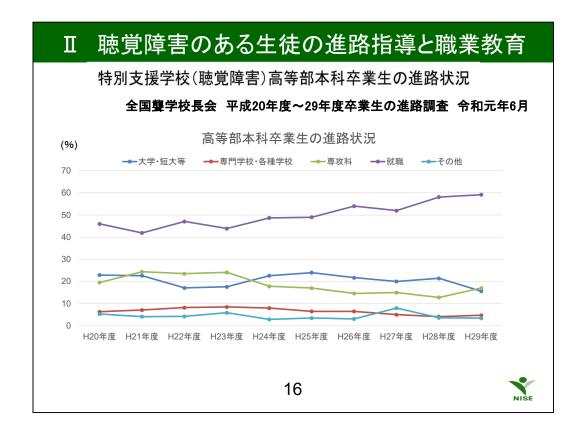
令和元年度全国聾学校長会の資料によると、平成30年度現在、特別支援学校(聴覚障害)107校(平成30年度現在)のうち専攻科が設置されている学校は、33校あります。設置されている科は、普通科、工業系、商業系、生活系、美術系、理容・美容、歯科技工等35科あり、56教室開設されています。ここでは、一人一人の適性と興味・関心にあった職種を見つけ、社会経済と科学技術の変化に柔軟に対応できる力をもった人間を「職業的な専門教科」の長所を生かして育成していくことが求められています。

2. 特別支援学校(聴覚障害)に おける高等部卒業後の 進路状況

15



次は、特別支援学校(聴覚障害)における高等部卒業後の進路状況を見ていきましょう。



特別支援学校(聴覚障害)の高等部(本科3年)を卒業した生徒の進路状況です。就職においては、障害者雇用促進法等の施策により希望者のほとんどの就職が決定するという状況にあります。しかし、近年では景気の動向にも影響を受け、正社員としてではなく、契約社員等としての就職という状況も生まれてきています。職種としては事務や製造への就労が多い状況です。

一方、進学先では、特別支援学校(聴覚障害)専攻科(本科卒業後)への進学だけではなく、専門学校や大学等への進学者が近年増加傾向にあります。これは、AO・推薦による入学や障害等がある入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を希望する場合は、出願する前に、入学志願学部と相談ができる「受験特別措置配慮」が申請できる大学が多くなり、希望者が増えているためと考えられます。このように、進路先が多様化していることも踏まえ、特別支援学校(聴覚障害)における教育課程については、校内で十分に検討することが大切です。

卒業	乜	ŧσ.	)進	路	状	況(	(平	成	20	年	~;	29:	年丿	雙)	₹	国至	1	学杉	校	長:	슾	令和	和元	年	6月	発	行
		公務員	事務金融	印刷	介護福祉	輸送用機器	理美容	機械製造	電気機器	鉄鋼 機械	木工紙製品	繊維関係工業	食品製造業	製造業	建設業	建築業	歯科技工	情報処理	サービス業	研究職	測量技師	看護助手	窯業	進学	施設自宅	その他	1
大学	男	19	31	1	2	2		3	4			,,,		7		1		2	9					7	5	35	ŀ
卒業後	女	17	38		8	2			1				1	4				4	5		1			7		26	1
短期大学	男		1											1													Г
卒業後	女	4	3		2							1	2	4					1					1		7	Γ
筑波技術 大学卒業	男	1	6	1				4	4					7	1	2		6	3	2				6	1	4	Γ
入于平果 後	女		1	1					1			1	1		1			5	4					2	1	2	Γ
専門学校	男		1		4						1		1	1				1	5					1	2	2	Γ
卒業後	女	1	2	1	5	1	2		1				2					1	3						2	1	Γ
各種学校	男			1							1			1					2						1	3	Γ
卒業後	女		3																1								Γ
職能開発	男	1	8	1	3	3		4	2				2	9	1	2		2	9							7	Γ
校卒業後	女	1	15			2		1	1				2	2				1	3				1		3	13	Γ
自校整学	男		51	1	3	21	5	13	15	2	3	4	5	74		1		2	15	1				7	18	43	:
校専攻科	女	3	45	2		6	17	6	5			5	8	38				1	23	2				4	13	26	2
他校聾学	男	1	4		2	2		5	3	2	2	2	3	23			10	10	6					3	5	5	Γ
校専攻科	女	1	1					1				1	11			8	2	6						1	6	10	Γ
	94	40	210	9	30	30	24	26	27	5	6	12	20	182	2	6	10	37	05	5	1	0	1	17	24	96	ŀ

平成20年から29年度までの過去10年間の卒業後の進路状況を見ると、 全体では、事務・金融、製造業、サービス業の就職が多いようです。

また、大学卒業後は公務員となる傾向が見受けられます。いずれにしても、卒業生の職域が広いといえるでしょう。

# 職業安定法 第27条

昭和22年11月30日法律第141号 公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると 認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長 に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

- 一 求人の申込みを受理し、かつ、その受理した求人の申込みを公共職業安定所に連絡すること
- 二 求職の申込みを受理すること
- 三 求職者を求人者に紹介すること
- 四 職業指導を行うこと
- 五 就職後の指導を行うこと
- 六 公共職業能力開発施設(職業能力開発総合大学校を含む。)への入所のあつせんを行うこと

18



学校における職業紹介、職業学習、就職後の指導には、「職業安定法第27条」が関連しています。

学校による公共職業安定所業務の分担として、「公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。」と明示してあります。学校の長に分担させることができる業務は、上記のように六つ示しており、学校長の命を受けて、各学校の担当者が業務を遂行します。職業紹介を行う期間は、卒業する学年の4月1日から3月31日までを対象とし、職業指導は、在学期間行いますが、就職後の指導においても行う場合もあります。就職後の指導については、明確な期間は示されていませんが、卒業後おおむね3年間を目安に行っている学校が多いのが現状です。

# 3. 特別支援学校(聴覚障害) における職業教育の 現状と課題

19



次に、特別支援学校(聴覚障害)における職業教育の現状と課題について見ていきましょう。

## 聴覚障害者の勤務態度·姿勢に関する 企業からの指摘

- (1)社会的常識や職業意識に関するもの
- (2)基礎学力・言語能力に関するもの
- (3)障害認識の程度、自己開示力に関するもの

岩山誠 『ろう学校の進路指導・支援に期待すること』〔『聴覚障害』誌2008年2月号掲載〕

20



聴覚障害者の勤務態度・姿勢に関して、雇用している企業からは、

- (1)社会的常識や職業意識に関するもの
- (2)基礎学力・言語能力に関するもの
- (3)障害認識の程度、自己開示力に関するものが指摘されています。

# (1)社会的常識や職業意識に関するもの

- ・出勤・退社時の挨拶やミスをしたときの謝罪ができな ので、周囲から批判的にみられている
- •安易に突発的な欠勤や早退を繰り返す
- ・引っ込み思案で自主性に乏しい
- ・周囲に確認しないで仕事を進めてしまう傾向がある

岩山誠 『ろう学校の進路指導・支援に期待すること』〔『聴覚障害』誌2008年2月号掲載〕

21



「社会的常識や職業意識に関するもの」としては、

- ・出勤・退社時の挨拶やミスをしたときの謝罪ができないので、周囲から批判的にみられている。
- ・安易に突発的な欠勤や早退を繰り返すので、安心して仕事を任せることが できない。
- ・引っ込み思案で自主性に乏しく自分から動こうとしない。受身で指示待ちになっている。
- ・よくわかっていないことを周囲に確認しないで仕事を進めてしまう傾向がある。

その他、目上の社員に対しても敬語表現の活用に課題があるなど、職場で求められる言動が、できないといったことが挙げられました。

## (2)基礎学力・言語能力に関するもの

- 発音が明瞭で読唇も上手だが、言語力が不足しており、 何を言いたいのか分かりにくい
- 指示や説明の意味を取り違えてミスを繰り返す
- ・仕事を確実にやってもらうには、発音の明瞭度や 聴き取り能力以上に言語的能力が重要
- ・任せられる仕事の範囲が定型的なものに限られて しまう

岩山誠『ろう学校の進路指導・支援に期待すること』〔『聴覚障害』誌2008年2月号掲載〕

22



「基礎学力・言語能力に関するもの」としては、

- ・発音が明瞭で読唇も上手だが、言語力が不足しており、何を言いたいのか 分かりにくい。
- 指示や説明の意味を取り違えてミスを繰り返す。
- ・仕事を確実にやってもらうためには、発音の明瞭度や聴き取り能力以上に 言語的能力が重要。
- ・文章力や学力が不十分で任せられる仕事の範囲が定型的なものになってしまう。

この他、特別支援学校(聴覚障害)の担任の先生からは、「話が通じないときには筆談でもやりとりできます」と聞いていたのに話が違うといったことが挙げられました。

- (3)障害認識の程度、自己開示力に関するもの
- ・本人から具体的な要望がないので、どのようにすれば よいのか分からない
- ・口話が得意だと言うが、発音は、それほど明瞭でなく唇の 読み取りも十分ではないようなので筆談をさせたら 不機嫌になった

岩山誠 『ろう学校の進路指導・支援に期待すること』〔『聴覚障害』誌2008年2月号掲載〕

23



「障害認識の程度、自己開示力に関するもの」としては、

- ・本人からどのような配慮が必要なのか具体的な要望がないので、どのようにすればよいのか分からない。
- ・事前の引継ぎでは、口話が得意だと伝えられていたが、唇の読み取りもできていないようなので筆談をさせたら不機嫌になった。

自分の障害状況を客観的に理解できていないのでは、といったことも挙げられました。

# 指導上の配慮事項

国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本 2020」編著 令和2(2020)年

- 1) 勤労の尊さや創造することの喜びの体得に資すること
- 2) 望ましい勤労観や職業観の育成に資すること
- 3) 職業生活、社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造 的な能力や態度の育成に資すること
- 4) 啓発的な経験を助長し、進路意識の伸長に資すること
- 5) 社会の構成員として生きる力を養い、社会奉仕の精神の涵 養に資すること

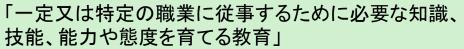
24

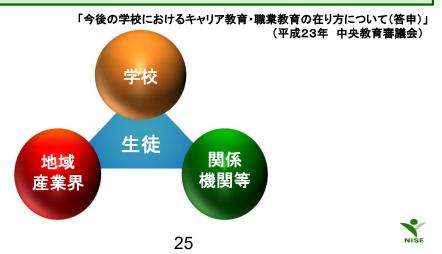


進路指導において、自分と社会との関わりを理解し、自己の在り方や生き 方を考える上で就業体験(インターンシップ)が重要です。

就業体験は、職業現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起したり、自己の職業の適性や将来設計について考えたりする機会となります。また、生徒が教師や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、異世代とのコミュニケーション能力の向上など、高い教育効果が期待できます。現場実習の教育の効果を高めるためには、上記のようなねらいを明確にすることが重要です。

#### Ⅱ 聴覚障害のある生徒の進路指導と職業教育 「職業教育」とは...





「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年 中央教育審議会)によれば、「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」であると示されています。

職業教育は、職業によって行われるもの、すなわち具体の職業を題材として行われるものであり、学生・生徒の職業観を育み、職業的自立を促す上で極めて有効です。また、職業教育は、実験・実習等による体験的・実践的な学習を重視するものであり、学習意欲の喚起や、課題解決能力の育成等にも資するものです。

また、職業に「従事」するために必要な知識、技能、態度を育むという性質や、地域によって産業構造・就業構造、人材ニーズ等が大きく異なることなどから、職業教育は、地域の人材は地域で養成するという観点に立ち、地域の産業界や関係機関等との密接な連携の下に行われることが不可欠です。例えば、インターンシップの実施や、カリキュラム編成の際の連携、教員研修の受入れなど、様々な面での連携・協力を求めることになります。

#### 安定的な職場定着を図るための職業教育の課題

- 1. 職業適性検査等によって、職業に関する興味・関心及び能力の特徴を明らかにする
- 2. 地域障害者職業センターとの連携
- 3. 面接等により、本人自身が職業の選択・決定をするように援助する
- 4. 卒業生や成人聴覚障害者からアドバイスを受けたりする機会を設ける
- 5. 卒業後の支援として、職場訪問を行い企業との連携を 深める

26



安定的な職場定着を図るための職業教育の配慮事項として、

- 1. 職業適性検査等によって、職業に関する興味・関心及び能力の特徴を明らかにする
- 2. 地域障害者職業センターとの連携
- 3. 面接等により、本人自身が職業の選択・決定をするように援助する
- 4. 卒業生や成人聴覚障害者からアドバイスを受けたりする機会を設ける
- 5. 卒業後の支援として、職場訪問を行い企業との連携を深める などについて更に考えていく必要があります。

27



次に、成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加についてお話をします。

1. ライフステージに対応した支援

28



一番目として、ライフステージに対応した支援について説明します。

#### 社会参加について

社会参加の基本 「働くこと」

障害をもつか否かにかかわらず、すべての人が共に生きる共生社会の実現を目指す 総務省「障害者基本計画」平成15(2003)年

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告平成27(2015)年

29



社会参加の基本は「働くこと」です。

「障害者基本計画」には、「障害をもつか否かにかかわらず、すべての人が共に生きる共生社会の実現を目指す」と明記されています。働くことを通じて、社会参加し社会に貢献していくことに障害の有無は関係がありません。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。

それは誰もが、「相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。」と中央教育審議会(初等中等教育分科会)報告にあります。そしてこのような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取組むべき重要な課題とされています。

#### 障害者雇用の制度

事業主に対して

雇用のノウハウの提供

- ①障害者雇用率制度
- ②障害者雇用納付金制度

障害者本人に対して

③職業リハビリテーション (ジョブコーチ事業)

30



ここからは、障害者雇用をすすめるための制度である①障害者雇用率制度、②障害者雇用納付金制度、③職業リハビリテーションについて説明します。

①②は事業主に対して、③は障害者本人に対しての制度です。

#### ① 障害者雇用率制度

#### 「障害者の雇用の促進に関する法律」

労働者の一定割合に相当する障害者を 雇用することを義務付け(平成30年4月)

事業主区分(令和3年3月~)	法定雇用率(令和3年3月~)
民間企業(常時雇用労働者43.5人以上)	2. 3 %
国・地方公共団体・特殊な法人	2.6 %
都道府県等の教育委員会	2. 5 %

民間企業(常時雇用労働者45.5人以上)に雇用されて いる障害者数 令和元年6月現在

実雇用率2.11%(前年比0.06%上昇)

560,608.5人(身体障害者354,134.0人 知的障害者128,383.0人 精神障害者78,091.5人)

※ 法定雇用率成企業48.0% (前年比4.8%増)

#### 特例子会社

事業主が障害者雇用に特別な配慮をした子会社

一定の要件を満たす場合には、子会社の従業員を親会社に雇用されているものとみなし親会社の雇用率に計算できる

31

現在全国に486社(平成30年6月現在)

NISE

①障害者雇用率制度について説明します。

事業主は社会的連帯の理念に基づき、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者・精神障害者(現在は特例により算定)の雇用が 義務付けられています。

平成30年、障害者雇用率の改正で国・地方公共団体、教育委員会、一般の民間企業、特殊な法人の雇用率が義務付けされました。

令和元年6月現在の民間企業(常時雇用労働者45.5人以上の規模)に雇用されている障害者数は、約56万人です。

障害者雇用の義務化が始まった頃から設立した特例子会社は、障害者の 雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者雇用に特別な配慮をし た子会社です。

一定の要件を満たす場合には、特例として子会社の従業員を親会社に雇用されているものとみなし、親会社の雇用率に計算できます。重度障害者は2倍カウントとし、週20時間以上30時間未満の短時間労働者は、0.5人としてカウントします。利点としては、親会社から独立しているため、意思決定を迅速に行える、就業規則・賃金規定等、独自の運営を行うことができる、障害者に配慮した施策をとることが挙げられます。

#### ② 障害者雇用納付金制度

- 障害者雇用率を満たさない企業から納付金を徴収する
- 雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整 金を支払う
- 障害者雇用のために必要な施設・設備費等に<mark>助成金</mark>を 支払う

実施主体は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

32



②障害者雇用納付金制度について説明します。

この制度は、障害者雇用率を満たさない企業から納付金を徴収し、この納付金をもとに雇用義務人数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備費等に助成する制度です。

事業の実施主体は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構です。

#### ③ 職業リハビリテーション

#### 定義

「障害者が適当な職業に就き、それを継続し、かつ、それにおいて 向上することができるようにすること、ならびに、それにより、障害 者の社会への統合又は再統合を促進すること」

ILO(国際労働機関)第159号条約 1983年

#### 障害者本人に対して

- 職業訓練
- 職業紹介
- ・ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による定着支援等

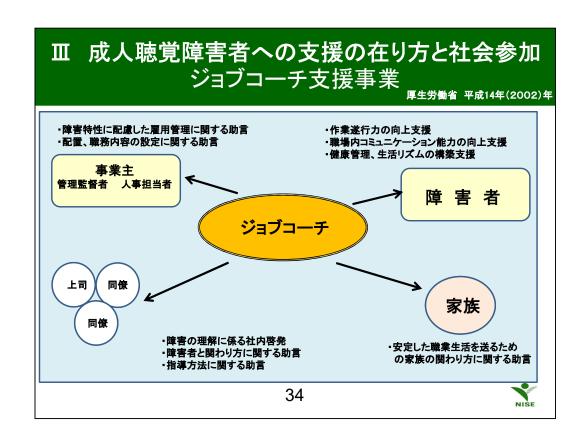
33



③として、職業リハビリテーションについて説明します。

職業リハビリテーションは「障害者が適当な職業に就き、それを継続し、かつ、それにおいて向上することができるようにすること、ならびに、それにより、障害者の社会への統合又は再統合を促進すること」とILOの条約で定義されています。障害者本人に対して職業訓練や職業紹介、職場適応援助者いわゆるジョブコーチによる支援を実施するなど、それぞれの障害特性に応じて支援が行われています。障害があっても、仕事に就いて職業的に自立する中で、生涯にわたる「生活の質(Quality of Life:QOL)の向上を目指すことが重要です。

これは短期間で終了するのではなく、生涯にわたって続き、職業生活全体を通して向上させていくことになります。



このスライドは、ジョブコーチ支援事業を図式化したものです。就職した障害者が円滑に職場適応できるよう、事業所に職場適応援助者であるジョブコーチを派遣し、本人、家族だけでなく事業主や職場の従業員に対しても助言を行う事業です。支援は永続的に実施するものではなくジョブコーチによる支援を通じて適切な支援方法を職場の上司・同僚に伝えることにより、事業所の支援体制を整備・促進し、障害者の職場定着を図ることを目的にしています。

#### 障害者トライアル雇用事業

#### 厚生労働省の事業

原則3ヶ月間の試行雇用(トライアル雇用)を行う

#### =利点=

事業主

労働者の適性や業務遂行の可能性などを見極めた上で本採用するかどうかを決めることができる

労働者

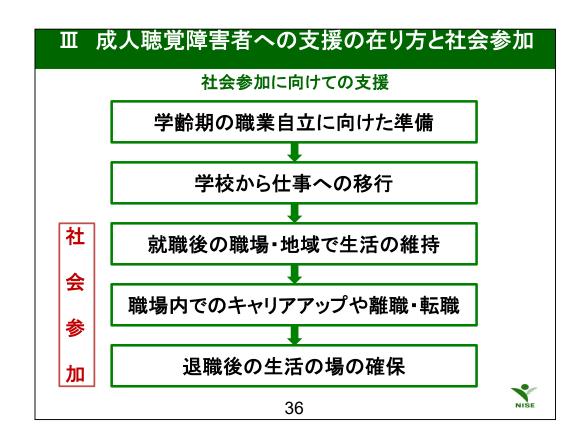
実際に働くことを通じて、企業が求める適性や能力・技術を把握することができる

35

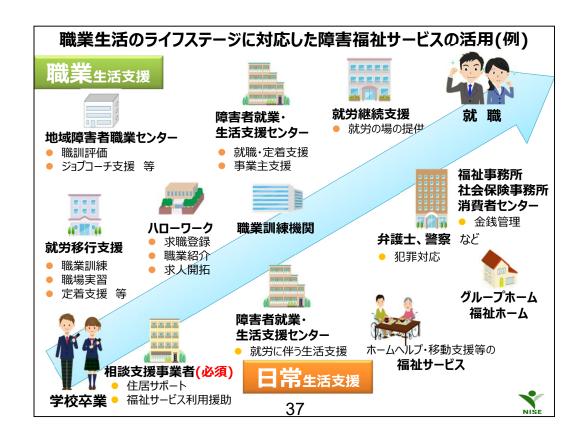


その他に障害者雇用を進める「障害者トライアル雇用事業」について説明します。

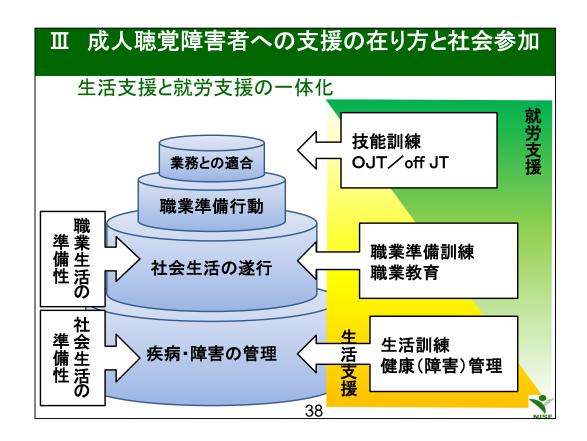
ハローワークが、紹介する障害者を一定期間(原則3ケ月)の試行雇用することにより、事業主と対象障害者とで、仕事をするにあたっての適性や能力を見極めお互いに理解を深めて、その後の常用雇用への移行や本採用のきっかけづくりを図ることを目的に創設された事業です。公共職業安定所長がトライアル雇用を実施することが適当であると認めることが必要で、事業主には障害者1人につき1ヶ月に4万円(令和2年4月現在)の奨励金が支給されます。



社会参加に向けた障害者支援は、学齢期の職業自立に向けた準備、学校から仕事への移行、就職後の職場・地域で生活の維持、職場内でのキャリアアップや離職・転職、退職後の生活の場の確保など、キャリア発達に沿った長期的な展望に立った支援が必要です。



学校卒業後、障害者は職業生活と日常生活をさまざまな機関に支えられ 支援を受けて就職という社会参加をめざします。地域障害者職業センター や相談支援事業者等による職業生活支援と日常生活支援が重要となりま す。



生活支援と就労支援の一体化について説明します。

働きたいという障害者を支援する場合、仕事に就く前に「社会生活の遂行」や「職業準備行動」が確立していることが必要です。職場不適応で退職する原因は、「職務との不適合」というより、職業人として基本的な要件の未熟さからくることも少なくありません。

「社会生活の遂行」や「職業準備行動」は、仕事に就いた後も初期訓練の重要な課題となったり、職場に適応するための支援の内容になったりします。ここでいうOJTとは「職場内訓練」、OffJTとは、「職場外訓練」を指します。

障害者の就労を継続的に支えていくためには、社会や地域での生活の維持を支える生活支援と、職場での生産活動を支える就労支援が一体的に行われることが必要なのです。

## Ⅲ 成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加

2. 聴覚障害者の社会参加と支援

39



次に、聴覚障害者に対する支援についてお話します。

### Ⅲ 成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加 聴覚障害者福祉サービス

奥野英子 聴覚障害児・者支援の基本と実践 平成20(2008)年

- ① 相談支援
- ② 生活訓練
- ③ コミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記者派遣)
- ④ 聴導犬
- ⑤ 聴覚障害者にかかわる福祉施設 (1)自立訓練 (2)就労移行 (3)就労継続支援
- ⑥ 聴覚障害者情報提供施設
- ⑦ 補装具 (補聴器・人工内耳)
- ⑧ 日常生活用具

40



ここでは、聴覚障害者福祉サービスについて説明します。

- ①相談支援「相談支援事業」の実施主体は市町村ですが、民間に委託も可能となっています。
- ②生活訓練
- ③コミュニケーション支援 これは、手話通訳者設置事業、手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業などがあります。
- 4) 聴導犬
- ⑤聴覚障害者にかかわる福祉施設

「障害者支援施設」といわれる施設で (1)自立訓練(2)就労移行支援(3) 就労継続支援などがあります。

- ⑥聴覚障害者情報提供施設 字幕付きのDVDやビデオライブラリーの貸し出し等を行っています。
- ⑦補装具 補聴器や人工内耳があります。
- ⑧日常生活用具 聴覚障害者用屋内信号装置等があります。

## Ⅲ 成人聴覚障害者への支援の在り方と社会

#### 聴覚障害者に対しての減免・割引

- ・ 補装具費の支給(補聴器の購入・修理)
- 交通運賃の割引
- 航空旅客運賃の割引
- 有料道路通行料金の割引
- ・ 税金の減免
- · NHK放送受信料免除
- ・ 携帯電話の割引
- ・ 預貯金等の利子非課税制度
  - ※ 障害等級により異なる

41



ここでは、聴覚障害者に対しての減免・割引について紹介します。

- ・ 補装具費の支給(補聴器の購入・修理)
- 交通運賃の割引
- 航空旅客運賃の割引
- 有料道路通行料金の割引
- ・ 税金の減免
- · NHK放送受信料免除
- ・ 携帯電話の割引
- ・ 預貯金等の利子非課税制度などがありますが、障害等級により異なります。

## Ⅲ 成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加

## 聴覚障害者を支援する機関

- 福祉事務所
- ・障害者自立相談支援センター
- ・精神保健福祉センター
- 社会福祉協議会
- ・ハローワーク
- · 障害者関係団体 (聴力障害者協会、中途失聴者協会)

42



次に、障害者を支援する機関について紹介します。

- 福祉事務所
- ・障害者自立相談支援センター
- ・精神保健福祉センター
- 社会福祉協議会
- ・ハローワーク

この他、聴覚障害者を支援するものとして、

・障害者関係団体(聴力障害者協会、中途失聴者協会等)があります。

#### Ⅲ 成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加

#### 聴覚障害者支援の課題

- ① 聴覚障害者の多様性を理解したうえでの支援
- ② 総合的に支援する相談支援体制
- ③ 聴覚障害者の「社会生活力」を高める支援

43



ここでは聴覚障害者支援の課題について説明します。

- 一つ目は、聴覚障害者の多様性を理解したうえでの支援、つまり聴覚障害者の第一言語、アイデンティティ、教育、障害特性の組み合わせなどを考慮した対応が必要なことです。
- 二つ目は、医療・保健・福祉・教育・労働等を含んで総合的に支援する体制が必要です。

三つ目は、聴覚障害者自身が自分の障害やその障害によって起きる困難な問題について正しく理解し、まわりの人たちに説明できるようにする「社会生活力」を聴覚障害者自身が、高めることです。コミュニケーションがとれないことや、情報が入らないこと等から悪徳商法の犠牲になったり権利を侵害されたりすることもあるので、そのための支援プログラムの作成やその普及も必要となります。



それでは、本講義のまとめです。これまで学んできたことを振り返ってみましょう。

# 本講義のまとめ

- 1. キャリア発達を促す能力「基礎的・汎用的能力」
- 2. 特別支援学校(聴覚障害)における生徒の進路とその現状と課題
- 3. 成人聴覚障害者への支援の在り方と社会参加

45



本日の講義のまとめをおこないます。

ポイントは三つです。

ポイントの一つ目は、キャリア教育の基盤となるキャリア発達と、キャリア 発達を促す基礎的・汎用的能力についてです。

キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」とされています。そして、このキャリア発達を促す能力が「基礎的・汎用的能力」でした。 基礎的・汎用的能力には、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つがあります。これらの四つの能力は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育の中で様々な場面を通して育成することが求められています。これらの能力は、包括的な能力概念であり、必要な要素をできる限り分かりやすく提示するという観点でまとめられています。そして、この四つの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連し、依存した関係にあります。このため、特に順序があるものではありません。また、これらの能力を全ての児童生徒が同じ程度に、あるいは均一に身に付けることを求めるものではないということです。

ポイントの二つ目として、進路とその現状と課題です。

進路先は、就職と進学に分かれます。就職については、安定的な職場定着を図るための職業教育が必要です。

進学先では、特別支援学校(聴覚障害)専攻科(本科卒業後)への進学だけではなく、専門学校や大学等への進学者が近年増加傾向です。これは、受験先の学校による「受験特別措置配慮」等により受験者が増加していることが要因として考えられます。このように、進路先が多様化していることも踏

まえ、特別支援学校(聴覚障害)における教育課程については、校内で十分に検討することが大切です。

ポイントの三つ目として、障害者個人の二一ズに対応した、ライフサイクルの全段階を踏まえた総合的かつ、適切な支援の実施についてです。

就職後の職場・地域での安定した生活の維持、職場内でのキャリアアップ、離職・ 転職、退職後の生活の場の確保などのライフステージに応じた長期的な展望に 立って、円滑なコミュニケーションを保障しつつ聴覚障害者を支援していく必要があります。

聴覚障害のある人々の多様性を理解したうえで、人々のニーズや環境に応じた 支援及び医療・保健・福祉・教育・労働等、総合的に支援する体制の整備が求められています。また、聴覚障害者の孤立を防ぎ、豊かな人間関係を築いていこうという地域における支援のネットワークが大切になってきます。

# 引用·参考文献

- 文部科学省 特別支援学校高等部学習指導要領 平成30(2018)年.
- 文部科学省 特別支援学校指導要領 総則編(高等部) 平成31(2019)年.
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「専門研究A特別支援学校高等部(専攻科) における進路指導・職業教育支援プログラムの開発」 平成24年度.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 「特別支援教育の基礎・基本2020版」 編著 令和2(2020)年。
- ・ 岩山誠 『ろう学校の進路指導・支援に期待すること』〔『聴覚障害』誌2008年2月号〕.
- · 厚生労働省 職業安定法. 昭和22(1947)年.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 「特別支援教育資料」令和元年度.
- ・ 小野公一「キャリア発達がもたらす生きがい感に関する研究」、平成17(2005)年.
- ・ 仙崎武 進路指導の評価の方法 昭和60(1985)年. (財)日本進路指導協会.
- ・ 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申) 平成23(2011)年
- ・ 全国聾学校校長会「聾学校における現状と課題」 令和元(2019)年.

46



本日の講義の引用・参考文献として、これらを挙げておきましたので、ご参 照ください。 免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 聴覚障害教育における キャリア教育と進路支援 終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:横倉 久)

47



以上で、「聴覚障害教育におけるキャリア教育と進路支援」の講義を終わります。

責任監修:山本 晃

作成者:横倉 久

読み上げ者:横倉 久

